

第1回
コーポレート・ガバナンス・システムの
在り方に関する研究会
参考資料

平成24年3月7日

経済産業省 産業組織課

(目次)

(参考1)コーポレート・ガバナンスに関する近年の主な制度改正	2
(参考2)コーポレート・ガバナンスの現状	3
(参考3)「会社法制の見直しに関する中間試案」における関連論点及び意見の概要 ..	6
(参考4)東京証券取引所 「証券市場の信頼回復のためのコーポレート・ガバナンスに 関する上場制度の見直しについて」	15

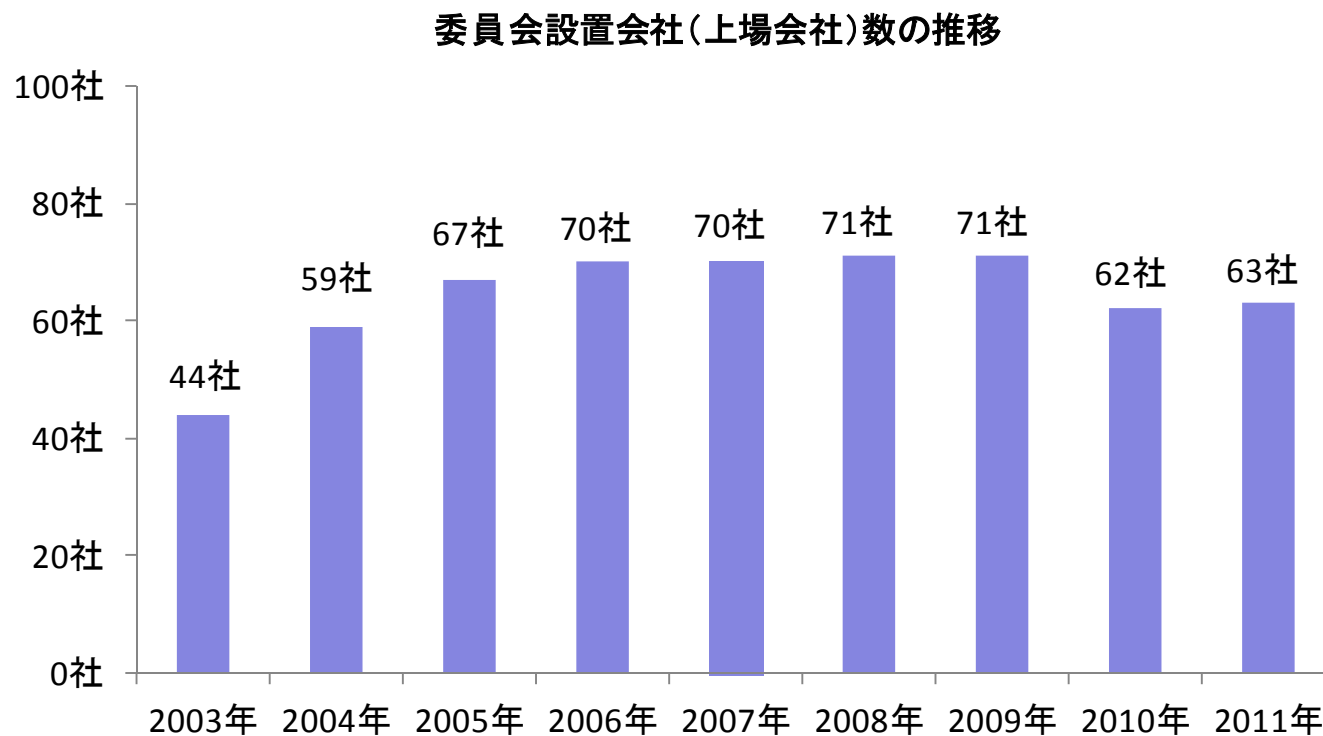
(参考1)コーポレート・ガバナンスに関する近年の主な制度改正

- 我が国のコーポレート・ガバナンスに係る制度は2000年以降も漸次改正が進展。
- その内容は、多岐にわたるが、手法については、大別して法律等により義務付けるアプローチと市場からの圧力を活用するアプローチの2つが存在。

改正の経緯		
2001年	会社法(商法)	■ 大会社について、監査役の半数以上を社外監査役とすることを義務付け。
2002年	会社法(商法)	■ 委員会等設置会社制度が導入され、監査役設置会社との選択制になる。
	東証ルール	■ 「四半期財務情報の開示に関するアクションプログラム」公表。投資家の情報ニーズにこたえ、2004年4月1日以降に開始する事業年度から、四半期財務・業績情報の開示を義務付けへ。
2005年	会社法	■ 会社法の現代化を契機に、すべての大会社について内部統制の構築に係る規律を明文化。
	経産省報告書	■ 「企業価値報告書」公表。敵対的買収に係る欧米ルールを整理するとともに日本における公正なルールを提案。
2006年	金商法	■ 四半期報告書の導入。監査法人の関与義務付けや課徴金によって情報提供機能を担保。 ■ 有価証券報告書の虚偽記載事件が複数発生したことを受け、内部統制監査制度を導入。
	東証ルール	■ ディスクロージャーに係る不祥事の続発を受けて、コーポレート・ガバナンス報告書の提出・開示を開始。
2009年	金融庁報告書	■ 「金融庁金融審議会スタディグループ報告」公表。
	経産省報告書	■ 「企業統治研究会報告書」公表。
	東証ルール	■ 「上場整備制度の実行計画2009」公表。全ての上場会社に対して1名以上の独立役員確保を要求。
2010年 ～	会社法	■ 法制審議会会社法制部会開催(現在に至る)。 ■ 2011年12月「会社法制の見直しに関する中間試案」公表。

(参考2)コーポレート・ガバナンスの現状―①委員会設置会社(上場会社)数の推移

- 2002年に導入された委員会等設置会社(社外取締役の選任が必須)には、2003年までに44社が移行。
- その後、毎年一定数の会社が移行しているが、完全子会社化したことで上場廃止となる会社等があるため、全体としては概ね横ばいで推移。



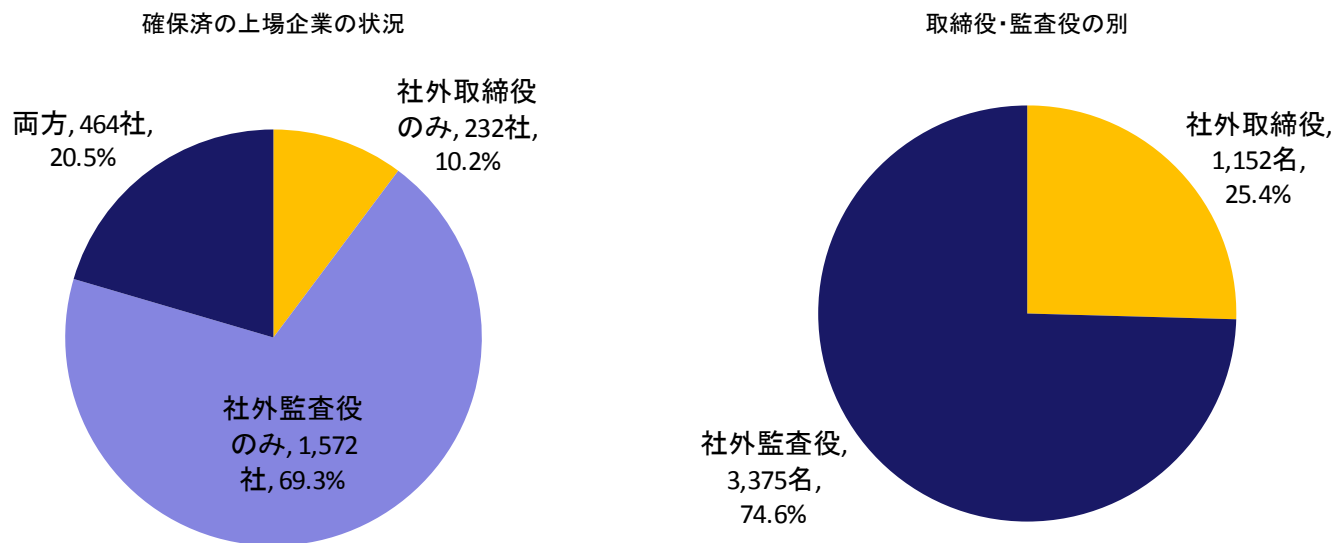
【 日本取締役協会「委員会設置会社リスト」平成23年8月2日版 を元に当省にて作成 】

(参考2)コーポレート・ガバナンスの現状—②独立役員の確保状況

- 2009年、東証は有価証券上場規程を改正し、全ての上場会社に1名以上の独立役員(※)を確保するよう要求。これまでにほぼすべての上場会社が独立役員を確保。
- 東証上場企業のうち、独立取締役を確保している会社は696社(30.7%)、独立監査役を確保している会社は2,036社(89.8%)(平成23年7月現在)。

※会社法上の社外取締役又は社外監査役のうち、親会社出身者、取引先出身者に該当しないなど独立性を有しているとされる者

東証上場企業の独立役員確保状況



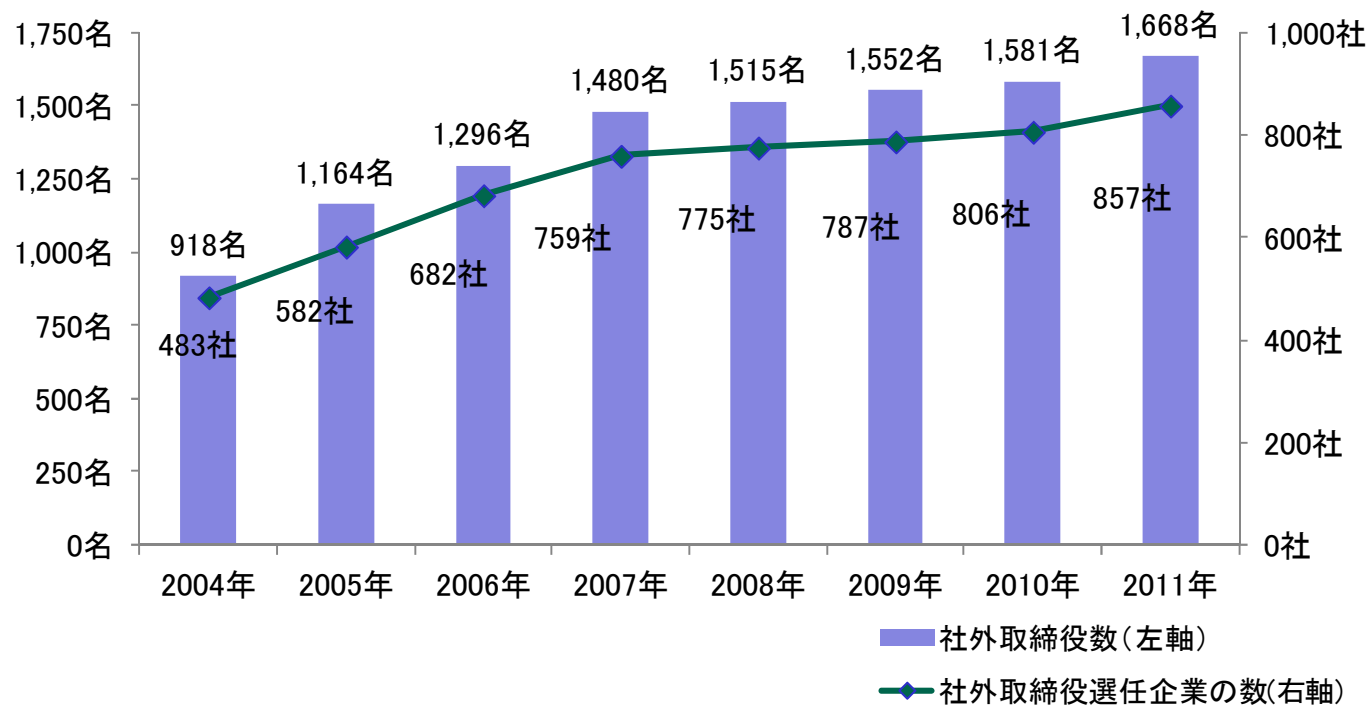
【 東証「独立役員届出書の集計結果(平成23年8月)」より抜粋 】

(参考2)コーポレート・ガバナンスの現状―③社外取締役の選任状況

- 東証1部上場企業のうち、社外取締役を選任している会社の数は、2004年において483社であったが、2011年には857社にまで増加。
- また、東証上場企業における社外取締役の属性としては「他の会社の出身者」が約8割と多く、弁護士、学者、公認会計士が続いている(※)。

※「東証上場会社コーポレート・ガバナンス白書2011」(株式会社東京証券取引所)による。

東証1部上場企業における社外取締役の選任状況



【 日本取締役協会「上場企業のコーポレート・ガバナンス調査(2010)」を元に当省にて作成 】

(参考3)「会社法制の見直しに関する中間試案」における関連論点及び意見の概要

- 平成22年4月から開催されている法制審議会会社法制部会では、会社法の改正について検討が進められており、本年1月末まで「中間試案」がパブリックコメントに付され、各団体からの意見が出されたところ。
- 本資料(参考3)では、本研究会に特に関連する論点(社外取締役の選任の義務付け、社外役員(社外取締役、社外監査役)の要件見直し)についての現行制度、中間試案の概要及び各団体の意見(抜粋)を記載。

社外取締役の選任の義務付け

1. 現行制度

監査役会設置会社

- 監査役会の半数以上は社外監査役で構成
- 社外取締役の選任義務なし

※東証上場企業の大半(97.8%)は、社外取締役の選任義務がない監査役会設置会社(H23.3)

委員会設置会社

- 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の三委員会の設置
- 各委員会の委員の過半数は社外取締役

2. 中間試案の概要と各団体意見…7～10頁

社外役員要件の見直し

1. 現行制度

社外・独立役員要件比較

	社外役員 (会社法)	独立役員 (東証規定)※1
元役員・従業員	×※2	×
親会社出身者	○※3	×
取引先出身者	○※4	×
報酬外の金銭	○	×
長期間の在任	○	○
親族関係	○※3	×

※1:元役員・従業員以外の独立役員要件について「×」の項目がある場合、東証に対する事前相談や、独立性を有することに関する説明が必要。

※2:中間試案で、対象期間の緩和が検討されている事項

※3:中間試案(本文)で、社外役員から除外することが検討されている事項

※4:中間試案(注)で、なお検討するとされている事項

2. 中間試案の概要と各団体意見…11～14頁

(参考3)「会社法制の見直しに関する中間試案」における関連論点及び意見の概要

1 社外取締役の選任の義務付け

中間試案の概要

- 【A案】 監査役会設置会社(公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。)において、一人以上の社外取締役の選任を義務付けるものとする。
- 【B案】 金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない株式会社において、一人以上の社外取締役の選任を義務付けるものとする。
- 【C案】 現行法の規律を見直さないものとする。

〔中間試案の補足説明〕

取締役会の監督機能の充実という観点からすれば、社外取締役には、とりわけ、次のような機能を期待することができると思われる。

① 経営全般の監督機能

- (a) 取締役会における重要事項の決定に関して議決権を行使すること等を通じて経営全般を監督する機能
- (b) 経営全般の評価に基づき、取締役会における経営者の選定・解職の決定に関して議決権を行使すること等を通じて経営者を監督する機能(経営評価機能)

② 利益相反の監督機能

- (a) 株式会社と経営者との間の利益相反を監督する機能
- (b) 株式会社と経営者以外の利害関係者との間の利益相反を監督する機能

(参考3)「会社法制の見直しに関する中間試案」における関連論点及び意見の概要

〔パブリック・コメントに対して寄せられた意見の概要(抜粋※)〕

【アジア・コーポレート・ガバナンス協会(ACGA)】 B案(少なくとも3名義務付け)

- 社外取締役を1名だけ置くことは、多くの評者から、形だけの取り組みと見られかねない。
- 取締役会の独立の基礎を固め、それぞれの社外取締役に過度な負担がかからないようにし、取締役会の議論が、取締役全員の意見の理にかなった実質的にバランスを保つものであるようにするために、少なくとも3名の真に独立した社外取締役が必要であると思料する。
- 加えて、取締役会のメンバー全員が、法令・規則等及びベストプラクティスを理解するためのトレーニングを受けることを強く推奨し、トレーニングの方針内容、実績等を開示させることを提案する。

【東京証券取引所】 B案

- 東証上場会社の97パーセント以上は社外取締役の不要な監査役会設置会社であり、そうした会社に社外取締役の選任を義務付ければ、全ての上場会社において取締役会における議決権及び経営の妥当性に及ぶ監督権限を通じた実効性の高い監督がなされるようになることが期待される。

【日本監査役協会】 B案(経過措置・法的安定性確保措置が必要)

- 社外取締役の選任により、企業内のみ論理から離れた客観的な意見が経営に反映されることは、我が国の企業統治について問題指摘されてきた執行と監督の分離の不徹底さを改善し、取締役会による経営監督機能の強化と透明性向上に寄与するものである。

【日本公認会計士協会】 B案

- 社外取締役には、経営全般の監督機能及び利益相反の監督機能が期待されるが、特に、代表取締役の解職の決定に関し議決権を行使する場合にその責任と期待が大きいと考えられる。取締役会の監督機能の充実という観点から、社外取締役の選任を義務付け、その機能を活用することがガバナンスの強化に資すると考える。

【日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク】 B案(過半数義務付け)

- 大規模公開会社であって監査役会設置会社の形態をとるものの経営監督機能の強化のためには、会社法上業務執行の監督機能を有し、その裏付けとして法が代表取締役や業務執行取締役の任免権を付与している取締役会の監督機能の実効性を確保する必要がある。
- 社外取締役を「1人以上」とするだけでは、もともと社内に人脈もなく情報量に乏しいため発言権が強いとはいえない社外取締役が取締役会において少数派となり(場合によっては孤立し)、取締役会としての監督機能の発動を主導することができない可能性を否定できない。

※ 各団体から公表された意見を元に、経済産業省産業組織課の責任において、必要に応じて要約の上、抜粋している。以下同じ。

(参考3)「会社法制の見直しに関する中間試案」における関連論点及び意見の概要

〔パブリック・コメントに対して寄せられた意見の概要(抜粋)〕

【日本取締役協会】 B案(複数義務付け)

- コーポレート・ガバナンスが持続的に機能するためには、経営トップに対する実効的な牽制システムが経営の中核部分に存在していることが重要であると考えられる。
- 社外取締役に牽制力を有効に発揮させるためには、社外取締役に複数選任すべきものとし、社外取締役相互の議論を通じて経営トップの方針を多角的な視点から再検証することができる体制を採用することが望ましいと考えられる。

【日本弁護士連合会】 B案

- 監査役の監査だけでは十分に対処し切れていないのが実情であり、また、監査役の権限の強化の立法的手当の方策において限界にきている。
- 経営全般の監督機能及び利益相反の監督機能という点では、取締役会での議決権を持ち、反対・棄権等が議事録に明記される存在であることが重要と考えられるため、社外取締役でなければならないと思料される。

【在日米国商工会議所(ACGJ)】 半数以上義務付け

- 日本の公開会社において内部取締役が取締役会の圧倒的多数を占めていることは、内在する自己利益や、潜在的利益相反性が企業価値を下げ、重大なリスクをもたらす。
- 上場規則が議決権を持たない監査役に独立役員の役割を果たすことを許しており、かつ独立役員として要求する人数がたった1名であるかぎりには、経営陣の自己利益および利益相反問題に対処するための十分な方法としては到底物足りないものと言わざるを得ない。
- 法的に有効な委員会もしくは「特別取締役会」に特定事項の意思決定を委ねることが可能となる改正が必要である。また独立取締役のみで構成される「特別取締役会」によらない限り、株主代表訴訟における善管注意義務に関する立証責任を、原告株主から被告取締役に転換することを推奨する。

(参考3)「会社法制の見直しに関する中間試案」における関連論点及び意見の概要

〔パブリック・コメントに対して寄せられた意見の概要(抜粋)〕

【経済同友会】 C案

- 特に株式市場で広く投資家から資金を集める上場企業では、社外取締役を少なくとも1名導入すべきであるし、さらには複数名導入することが望ましい。
- 但し、社外取締役を、「会社法」で強制すべきかどうかは慎重に考える必要がある。
- 大切なのは、透明性・客観性・公正性・迅速性が十分担保される日本的コーポレート・ガバナンスを構築し、多様なステークホルダーに評価されるように、社外取締役の導入、社外取締役及び社外監査役の独立要件の追加、執行役員制度導入などの選択肢の中から、自社に適切なガバナンス体制を経営者自らが虚心坦懐に判断することである。

【日本経済団体連合会】 C案

- 社外取締役の選任義務付けという形式的なルールを一律に導入することには合理性がなく、各企業の規模・業種・業態に適したガバナンス体制の構築を大きく制約する結果にしかない。
- 現行法の下でも、経営の監督機能も利益相反の監督機能も、取締役会および監査役が十分に担っている。
- 経営者に対する適正な監督は、「社外」かつ「取締役」でなければ担うことができないとの明確な根拠はない。

【経済産業省経済産業政策局産業組織課】

- コーポレート・ガバナンスの改善は、形式のみではなく、実質に着目して、実効性のある取り組みを推進すべきである。
- 一方で、徒に欧米のコーポレート・ガバナンス体制を形式的に倣う必要はないが、海外からもコーポレート・ガバナンスに関する提言が寄せられていることもあり、株式市場に国境がない以上、国際的な納得性を得られる制度とすることへの配慮も大切である。
- 上記の視点を持ちつつ、そもそも社外役員を含む非業務執行役員に求められる役割について、より具体的に明らかにする必要があると考えられ、このような整理が必ずしも行われていない段階で結論を出すことについては慎重であるべきである。

2 社外取締役及び社外監査役に関する規律

中間試案の概要

(1)社外取締役等の要件における親会社の関係者等の取扱い

【A案】 社外役員(社外取締役・社外監査役)から次の者を除外する。

- ① 親会社関係者(親会社の取締役、(監査役、)執行役、支配人その他の使用人)
- ② 親族関係者(取締役、(執行役、)支配人その他の使用人の配偶者・2親等以内の親族及び姻族)

(注) 親会社の子会社の関係者及び重要な取引先の関係者も除外するかについては、なお検討する。

【B案】 現行法の規律を見直さないものとする。

(2)社外取締役等の要件に係る対象期間の限定

(1)のA案のような見直しをすることとする場合には、社外役員要件について、就任する前10年間における株式会社等との関係によるものとする。

(参考3)「会社法制の見直しに関する中間試案」における関連論点及び意見の概要

〔パブリック・コメントに対して寄せられた意見の概要(抜粋)〕

【アジア・コーポレート・ガバナンス協会(ACGA)】 A案

- 社外役員は、利益相反が発生するおそれのない人であるべきであり、利益相反は、会社と密接な関係を有する場合に生じ得るものであって、親会社の子会社の関係者、重要な取引先の関係者等についても除外の対象とすべきである。
- 対象期間の限定については、形式(すなわち、人為的な期間の制限)よりも、会社及びその現在の経営陣と「重大な」関係を持たないことを要件とすべきであり、最終的な決定者は年次総会での株主の投票であるべき。

【東京証券取引所】 A案

- 社外役員には、外部から新たな視点を提供し、株主共同の利益を代弁することが求められる。
- 重要な取引先関係者でない者であることも、これを除外しないことはグローバルスタンダードに反するので、除外する必要がある。
- 対象期間については、グローバルスタンダードと比較しても過度に厳格であるため、期間を限定するのが妥当。

【日本監査役協会】 A案(経過措置が必要)

- 重要な取引先の関係者については、対象を明確にし、適切な範囲にした上で、要件に追加することに異論はない。
- 親会社の子会社の関係者については、社外役員の対象から外すことも検討に値する。
- 親会社の社外監査役が子会社の監査役を兼務する場合には、なお子会社の「社外」監査役として扱われることとすべきである。
- 対象期間の限定については、特段見直す必要はない。

【日本公認会計士協会】 A案

- 社外取締役の経営に対する監督機能を高める観点からすると、現行法の要件では不十分である。
- 社外役員の独立性を高めることは、ガバナンス強化の観点から望ましいと考えられる。
- 重要な取引先の関係者でない者であることを要件に追加することにも賛成する。
- 対象期間を10年に限定しても、特段の弊害はないと考える。

(参考3)「会社法制の見直しに関する中間試案」における関連論点及び意見の概要

〔パブリック・コメントに対して寄せられた意見の概要(抜粋)〕

【日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク】 A案

- 社外取締役には、業務執行の監督機能の担い手の役割が期待され、実質的な独立性を担保する必要がある。社外監査役についても同様。
- 重要な取引先の関係者については、概念・要件が明確化され、現実的・妥当なものであれば、追加すべきである。
- 対象期間を10年とすることについては賛成するが、常に独立性が保証されるとは限らないため、取締役等経験者については、提案者に説明義務を課すべきである(理由説明義務の法定)。

【日本取締役協会】 A案

- 従来の基準では独立性が脆弱であるという懸念が存在していたところであり、今回の改正はその懸念を一定程度軽減するものとして有効である。
- 親会社の社外取締役については、子会社の社外役員との兼任を、社外監査役については子会社の社外監査役との兼任を引き続き認めるべきである。
- 対象期間を一定期間に限定することも合理的である。

【日本弁護士連合会】 A案

- 社外役員の独立性を高めるため、重要な取引先についても、対象を明確にした上で、社外性の要件に追加すべきである。
- 独立性を高め、業務監査の実を上げ、コンプライアンス監査の質を向上させるため、社外取締役、社外監査役にそれぞれ1名以上の法律専門家の選任を義務付ける必要がある。
- 社外取締役等の要件に係る対象期間の限定を設けることに賛成する。期間については、問題が起こるのは、就任前10年間の独立性が欠ける場合が多いので、10年間における独立性を問えば十分である。

【在日米国商工会議所(ACCJ)】 親会社、親会社の子会社、重要な取引先の関係者を除外すべき

- 親会社の子会社や重要な取引先の関係者は、上場会社株主とは大きく異なった当該会社への利害関係を持つ可能性があり、社外役員として適切でない。
- 社外取締役や社外監査役に親会社や親会社の子会社との関係者がならないものとしたことは正しい方向への一歩ではある。

(参考3)「会社法制の見直しに関する中間試案」における関連論点及び意見の概要

〔パブリック・コメントに対して寄せられた意見の概要(抜粋)〕

【経済同友会】 B案(将来的には複数の独立社外取締役の導入を目指すべき)

- 株主をはじめとしたステークホルダーと経営者との利益相反行為の防止については、独立性の低い社外役員ではその役割を十分に果たせない懸念がある。
- 現段階で強制的に義務付けられると兼務が増え、十分な監視・注意が行き届かなくなり、それこそ忠実義務違反や大きな不祥事を招きかねない。
- しばらくは企業の自主的な取り組みに委ね、人材育成や人材市場の整備が進んだのち、社外取締役が普及した段階で、まずは上場規則での独立性強化を検討すべきである。
- 社外要件の厳格化は現在は時期尚早であり、A案を採らないため、対象期間の限定についても現行規定を変える必要はない。

【日本経済団体連合会】 B案

- 社外取締役等には、実質的に活躍し得る有意な人材を広く集めるため、多様性を認めるべきである。充実した開示によって、実質的に社外取締役等として経営陣に対するチェック機能を果たし得るか否かを、株主の判断に委ねる現行の枠組みが適当。
- 親会社関係者や重要な取引関係者については、それぞれ企業価値向上のインセンティブを共有しており、形式的に一切除外するのは妥当ではない。
- 使用人の近親者を除外することや一義的な基準を定めることが困難であるにもかかわらず重要な取引関係者を除外することになれば、法的に極めて不安定な状況に陥る。
- 対象期間の見直しについては、A案の見直しを行う場合に限らず限定すべきである。5年程度会社との関係がない者は、経営者との関係は希薄化したといえることから、社外取締役等となることを認め、実質的なチェック機能についての評価については、株主の判断に委ねることが適当。

【経済産業省経済産業政策局産業組織課】

- 親会社や取引先の役員・従業員等であるということだけで、対象から形式論で一切除外するとすると、当該企業の企業価値向上に多大な貢献が可能であり、かつ当該企業の内容について知識や経験を持つ関係者(取引先等)が排除されてしまうおそれがあるのではないか。
- まず、どのように「実効性」と「独立性」の均衡の確保を図っていくかについての議論が必要であり、このような整理が行われない段階で社外取締役等の要件について見直しを行うことは慎重に検討すべきではないか。
- 社外役員のなり手の幅を広げるため、A案、B案とを問わず対象期間の限定に係る見直しを行うべき。現代の経営環境を考慮すると、5年に緩和すべきである。

(参考4)東京証券取引所「証券市場の信頼回復のためのコーポレート・ガバナンスに関する上場制度の見直しについて」

○ 東京証券取引所は、平成24年2月28日、「株主の負託に応えようと日々企業価値の向上に取り組んでいる多くの上場会社に対する投資家の不信感を払拭し、一步でも我が国証券市場の信頼回復を図るため、独立役員に関する情報開示の充実や、独立役員が期待される役割を果たすための対応など、上場制度の見直しを行う」ことを発表し、現在、パブリックコメントに付されているところ(意見募集の締切日は同年3月29日)。

上場制度の見直しの概要

項目	内容
1. 独立役員に関する情報開示の拡充 (1)独立役員届出書における記載 (2)株主総会招集通知等における記載	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社は、独立役員として指定する者が、次のa～cに該当する場合は、それぞれに掲げる事項を開示するものとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 上場会社の取引先又はその出身者 その旨及び取引の概要 b 社外役員の相互就任の関係にある先の出身者 その旨及び相互就任の概要 c 上場会社が寄付を行っている先又はその出身者 その旨及び寄付の概要 上場会社は、独立役員に関する情報を、株主総会における議決権行使に役立てやすい形で株主に提供できるよう努めるものとします。
2. 社外役員に関する情報開示の拡充 (1)独立役員届出書における記載 (2)株主総会招集通知等における記載	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社は、独立役員に指定しない社外役員についても、独立役員と同様に、独立役員届出書において独立性に関する事項を開示するものとします。 上場会社は、独立役員に指定しない社外役員の独立性に関する情報についても、株主総会における議決権行使に役立てやすい形で株主に提供できるよう努めるものとします。
3. 独立役員の構成	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社は、独立役員に取締役会における議決権を有している者が含まれていることの意義を踏まえ、独立役員の指定を行うよう努めるものとします。
4. 独立役員が機能するための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社は、独立役員が期待される役割を果たすための環境を整備するよう努めるものとします。
5. 業務の適性を確保するために必要な体制の構築・運用	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社は、業務の適性を確保するために必要な体制を適切に構築・運用するものとします。